

住民監査請求に基づく監査結果の意見に係る見解等

監査の対象：令和元年6月14日付け住民監査請求（令和元年8月5日付け大監第38号）

所管所属：こども青少年局

提出日：令和元年10月4日

意見	意見に係る見解、経過及び現状等
<p>本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について、意見を申し添える。</p> <p>E保育園に係る管理者設置加算については、上記のとおりであるが、当該法人が管理する他の保育園の管理者についても同様の状態が類推できることから、こども青少年局は、事実関係を十分調査した上で、他の保育園においても同様の状況となっていないか確認し、適正な支出となっていない場合は、その額を確定のうえ、返還を求めるなどの措置を講じられたい。</p> <p>また、こども青少年局は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）で一年に一回以上、家庭的保育事業等が児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかについて、実地につき検査を行うこととされているため、職員配置基準や面積基準の遵守など認可基準の遵守の観点から施設監査を毎年実施している。一方で、子ども・子育て支援法では、管理者設置加算の適正な支出の確認等を含む確認監査ができるとされている。こども青少年局は、施設監査と連携するなどの方法により、管理者設置加算が適正な支出となっているかについても確認されたい。</p> <p>さらに、本件請求では、Bに対する勧告という結果になったが、このような事態となった原因のひとつには、地域型保育事業者が当該制度の詳細について理解しないまま、管理者設置加算の加算適用申請をしていたことがあるとも考えられる。こども青少年局は、事業者が制度の詳細について理解できるよう周知の徹底に取り組みられたい。</p>	<p>令和元年8月5日付け大監第38号で勧告のあった事項について、調査を行った結果、管理者設置加算の支給要件を満たしていないことが判明した。E保育園の平成30年12月分及び平成31年1月分の管理者設置加算を含む、平成28年度から平成30年度までにE保育園に支給した管理者設置加算全額10,459,900円の返還請求を令和元年9月4日に、Bに対して行い、即日納付されました。</p> <p>また、E保育園と同様、平成28年度から平成30年度までにC保育園に支給した管理者設置加算全額11,065,930円、平成30年度にD保育園に支給した管理者設置加算全額1,908,220円の返還請求も令和元年9月4日に、Bに対して行い、即日納付されました。</p> <p>管理者（所長）設置加算適用要件確認書及び誓約書に勤務時間中に「法人本部（本社）の業務」を行った場合には加算の適用対象とはならない旨の追加記載を行い、勤務時間中に法人本部（本社）業務を行ってはならないことを明確化しました。</p> <p>所長設置加算、管理者設置加算について、施設指導監査実施前に給付状況を確認のうえ、施設指導監査実施時に所長、管理者の勤務状況を確認するなど、連携して適正な支出となるよう努めます。</p> <p>（スケジュール） 令和2年6月 新様式で管理者（所長）設置加算適用要件確認書及び誓約書の提出依頼 令和2年7月～3月 施設指導監査実施</p> <p>今回の事案の概要、論点及び内閣府の見解及び今回の返還請求事案を受けての注意点を記載した、「所長設置加算及び管理者設置加算について（周知）」（大こ青第1963号）を令和元年9月20日に各保育所所長及び各保育事業所管理者あて発出しました。また、例年年度末に開催しております施設長説明会において、所長設置加算及び管理者設置加算の適用要件について詳細に説明する予定です。</p>